

## 退職 される方へ

# 退職後は健康保険の加入のお手続きが必要です

退職等で健康保険の資格がなくなった場合は、下記のいずれかの健康保険制度に加入する必要があります。以下のフローチャートをご確認ください。



## 保険証は退職日の翌日から使用できません!

ご退職の際には、必ず保険証を  
(被扶養者の方の保険証と合わせて)  
事業主様へご返却ください。

資格喪失した保険証を使って医療機関を受診された場合は、後日かかった医療費のうち、協会けんぽ負担分(7割~8割)を返還していただくことになりますので、ご注意ください。



### 事業所のご担当者様へ

退職者様から保険証の回収が難しい場合は、「健康保険被保険者証回収不能届」をご提出ください。

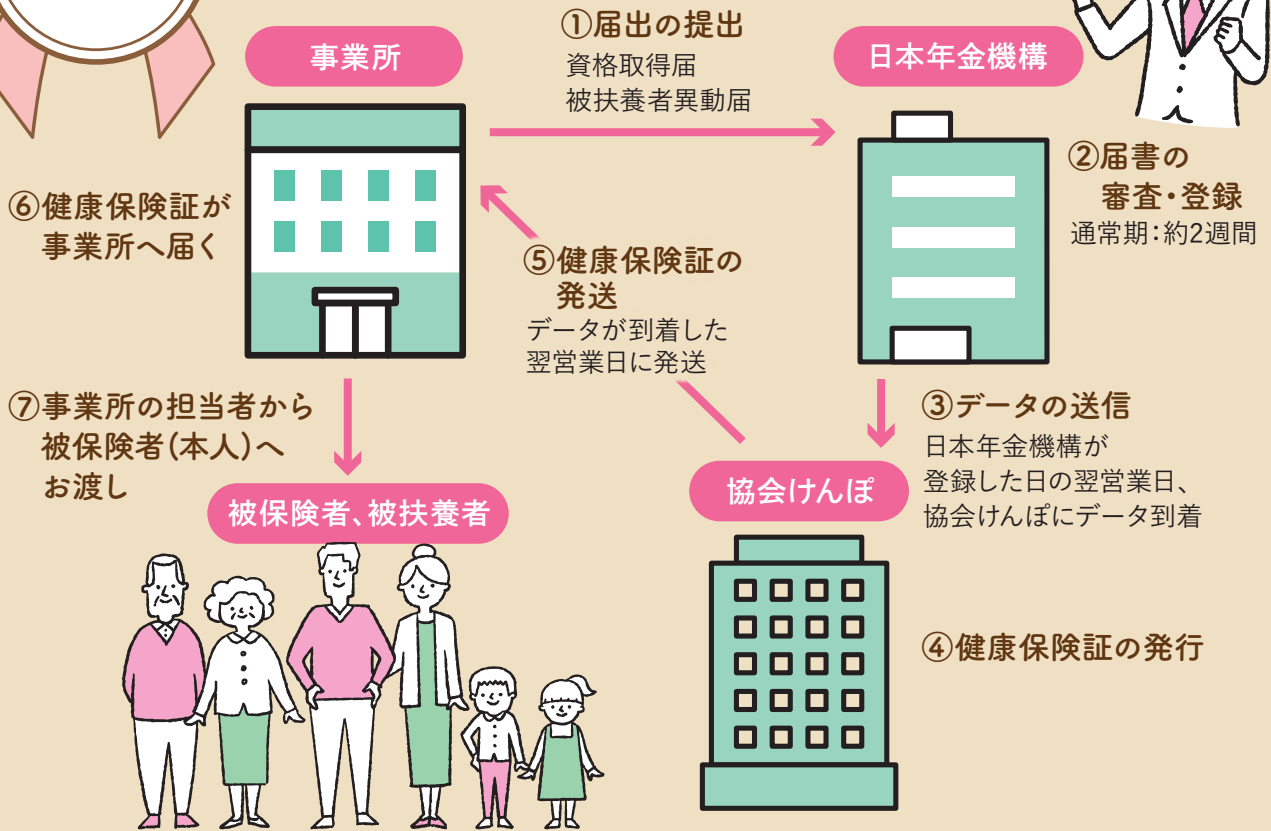
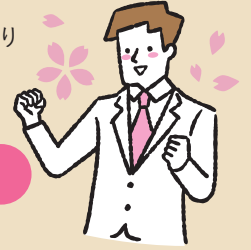
「健康保険被保険者証回収不能届」  
についてはこちら、





# 健康保険証がお手元に届くまで

入社や退職の多い時期である3月～4月は、保険証が届くまでのお時間が通常よりもかかることが見込まれます。ご承知おきくださいますようお願いいたします。



## よくあるご質問

日本年金機構へ資格取得届と被扶養者異動届を同時に提出しました。被保険者の保険証は届きましたが、被扶養者の保険証がまだ届いていません。

事業所担当者



日本年金機構での処理状況により、各届書の処理日が異なる場合は、別日での発行・発送となります。

協会けんぽ職員



保険証が届く前に医療機関に受診するときはどうすればいいですか？

加入者

窓口にて一旦全額を立て替える必要があります。保険証が届いたら、協会けんぽへ「療養費」を申請し、協会けんぽ負担分(7割～8割)の払い戻し手続きを行ってください。

協会けんぽ職員

## 申請に必要なもの

- ✓健康保険療養費支給申請書(立替払等): 協会けんぽのHPからダウンロード
- ✓診療明細書: 病院から受領
- ✓領収書(原本): 病院から受領

申請書のダウンロードはこちら、



**全国健康保険協会 島根支部**  
協会けんぽ

〒690-8531 松江市殿町383 山陰中央ビル2階

**0852-59-5139** 受付時間 8:30~17:15  
(土・日・祝日・年末年始を除く)

毎月1回発行・無料

**メールマガジン**  
**「くにびき☆通信」**

健康保険や健康づくりに関する  
タイムリーな情報をお届け

ご登録はカンタン!

